

令和 8 年度スタートアップ等新技術検証事業費補助金 募集要領

商工観光労働部企業振興課

1 事業目的

中小企業の成長促進を目的に、革新的な技術により成長を目指すスタートアップ企業が行う、大手企業その他の事業者等（以下「連携先」という。）と連携した自社の新技術の検証を支援する。

2 対象事業

県内の事業所において、連携先と連携して行う自社の新技術の検証に係る事業。

ただし、同様のテーマで、国・県等の支援事業に採択されたことがある（又は、採択されている）場合は、本事業に応募することができません。

3 対象者

本事業の対象者は次の要件を満たす県内企業です。

- (1) 宮崎県内の事業所において、大手企業その他の事業者等（以下「連携先」という。）と連携して自社の新技術の検証に取り組もうとする事業者であること。
- (2) 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項及び第 5 項に定める中小企業者若しくは小規模企業者、農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 72 条の 10 第 1 項第 2 号の事業を実施する農事組合法人（中小企業基本法第 2 条第 1 項第 1 号に定める範囲の者に限る。）であること。ただし、以下のアからウまでのいずれかに該当する者は、実質的に大企業である者とみなして対象から除く。
 - ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業（中小企業投資育成株式会社法（昭和 38 年法律第 101 号）に規定する中小企業投資育成株式会社又は投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成 10 年法律第 90 号）に規定する投資事業有限責任組合は除く。以下同じ。）が所有している中小企業等
 - イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業等
 - ウ 大企業の役員又は社員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業等
- (3) 県税に未納がないこと。
- (4) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (5) 前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (6) その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

4 補助対象経費及び補助率

補助対象経費	補助上限額	補助率
1 謝金 2 旅費 3 物品費 4 委託料・実証連携費 5 その他 ※詳細はスタートアップ 等新技術検証事業実施要 領を御参照ください。	200 万円	10 分の 10 以内

※ 委託料・実証連携費の補助対象となる上限は、補助対象経費総額の 2 分の 1 を超えない額までとします。

※ 以下については補助対象外となります。

- ・消費税及び地方消費税
- ・振込手数料
- ・補助金の交付決定日よりも前に発注、購入、契約、または事業期間終了後に納品、検収等を実施したもの
- ・汎用性の高い機械装置及び工具器具（パソコン、デジタルカメラ等）
- ・他の研究開発にかかる経費

5 事業期間

交付決定日から令和 9 年 2 月 28 日まで

6 応募手続

(1) 応募期限

令和 8 年 9 月 16 日（水）午後 5 時まで（必着）

(2) 事前相談

応募を予定している方は、事前に当課に必ず御相談ください。 また、締切直前での御相談では期限に間に合わない場合もございますので、早めに御相談ください。

(3) 必要書類

応募される方は、次の書類を各 1 部ずつ持参または郵送により下記提出先まで提出してください。

ア 事業提案書

イ 事業計画書（様式第 1 号）

ウ 収支予算書（様式第 2 号、様式第 2 号別紙）

エ 法人登記簿謄本（個人の場合は住民票の写し）

オ 定款、寄附行為又は個人事業の開廃業等届出書控の写し等

カ 直近 2 期分の決算関係書類

※ 必要書類のうち、ア・イ・ウについては、別途、電子メールにて電子データの提出をお願いします。

(4) 提出先（問合せ先）

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号 宮崎県庁8号館4階
宮崎県 商工観光労働部 企業振興課 技術支援担当（担当 諸橋、近藤）
電話番号：0985-26-7114（直通）
F A X：0985-26-7322
E-mail：kigyoshinko@pref.miyazaki.lg.jp

7 選定方法

実施要領に定める以下の確認項目に基づき、事務局にて審査を行います。

確認項目	適合の基準
目的適合性	実証の目的が本事業の趣旨に合致していること
技術の新規性・優位性	実証しようとする新技術に新規性・革新性があり、既存技術・競合技術と比較して優れている点（自社のコア技術・強み）が明確に示されていること
連携の妥当性	連携先との連携の必要性・内容が適切であること 連携先が特定の業界において、技術・規模等の優位性を有していること
成果目標の明確性	得られる効果・成果目標が具体的（可能な限り数値的）に示されていること
事業化計画	事業終了後の事業化・社会実装の見通しが示されていること
実現可能性	スケジュール、実施体制、経費が妥当で実現可能であること

8 事業の実施

(1) 交付申請書の提出

採択決定通知にもとづき、速やかに交付申請書を提出していただきます。

(2) 進捗状況の報告

事業の実施中、事業の進捗状況を報告していただく場合があります。

9 事業完了後の報告・検査等

(1) 実績報告書の提出

事業完了日から30日を経過した日又は令和9年2月28日のいずれか早い期日までに実績報告書を提出していただきます。

(2) 検査

事業の完了後、補助金額の適切な確定に当たり、完了検査を実施します。原則として、取得した物品等や帳簿類の確認ができない場合又は補助事業の計画が履行されない場合、その経費は補助対象外となります。

(3) 事業化状況等報告書の提出

事業完了後の翌年度から5年間、毎年度の終了後30日以内に研究開発の成果に係る過去1年間の事業化状況等について、報告書を提出していただきます。

(4) 取得財産等の管理及び使用状況報告書の提出

ア 補助事業により取得又は製作した機械装置等の財産（以下「取得財産等」という。）については、事業完了後も、善良な管理者の注意をもって管理しなければなりません。

イ 取得価格又は効用の増加価格が単価 10 万円以上の取得財産等については、管理台帳を作成し、管理しなければなりません。

（５）産業財産権等に関する届出

事業完了後の翌年度から５年以内に、事業に基づく発明、考案等に関して、産業財産権等（特許権、実用新案権、意匠権、商標権又は著作権等）を出願若しくは取得し、又はそれらを譲渡若しくは実施権を設定した場合は、当該年度の終了後 30 日以内に届出書を提出していただきます。

10 成果の取扱い・普及

（１）成果の帰属

本事業により取得した知的財産権が発生した場合、その権利は事業者に帰属します。

（２）成果普及への協力

事業の成果について、成果発表会等で発表していただくことがあります。

また、県が行う普及活動への協力をお願いすることがあります。

11 その他

応募に当たっては、スタートアップ等新技術検証事業費補助金交付要綱、スタートアップ等新技術検証事業実施要領（いずれも宮崎県のホームページに掲載）も御確認ください。